

「瀬戸内市火災予防条例の一部改正について」

1 背景及び目的

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災を受けて、消防庁では、岩手県大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会の報告書において、林野火災注意報及び林野火災警報の発令等により林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされ、瀬戸内市においても林野火災注意報及び林野火災警報を制定するにあたり、火災予防条例の一部を改正する素案を策定しました。

2 改正の概要

- ① 火災に関する警報は、消防法に規定するものと明確にした。
- ② 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について、屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うことを削除した。
- ③ 消防長は、気象の状況が山林、原野等における林野火災の予防上注意を要するときは、林野火災注意報を発出することとした。
- ④ 林野火災注意報が発令された場合、火の使用の制限に従うよう努めなければならぬこととした。(努力義務、罰則なし)
- ⑤ 消防長は、林野火災の予防を目的として、火災に関する注意報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することとした。
- ⑥ 市長は、林野火災の予防を目的として、火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとした。
- ⑦ 「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」において項の追加に伴い、「屋外催しに係る防火管理」の記載内容を変更とした。
- ⑧ 「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」に、たき火が含まれていることを明確にした。
- ⑨ 消防長(消防署長)は、「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」となる期間及び区域を指定することができることとした。